

(別紙)

令和5年度 中学校英語スピーキングテスト (ESAT-J) 実施要項 (令和5年8月改定) の訂正について

<訂正箇所【15 ページ】>

第2 都内公立中学校に関する事項

第2-5 特別措置

(2) 個別の状況や障害特性等による都立高校入学者選抜学力検査における措置

イ 申請手続き

正	誤
<p>(2) イ 申請手続き 次の(ア)から(エ)の順に行う。</p> <p>(ア) 生徒の在籍する中学校長は、「都立高等学校入学者選抜における ESAT-J の結果活用に関する措置申請書」(様式7)を、東京都教育委員会へ簡易書留郵便等により提出する。</p> <p>(イ) 東京都教育委員会は、申請書の内容を審査の上、承認又は不承認を決定する。</p> <p>(ウ) 東京都教育委員会は、<u>審査の結果を中学校長に簡易書留郵便等にて親展扱いで送付する。審査の結果、承認された場合、「都立高等学校入学者選抜における ESAT-J の結果活用に関する措置申請承認書」</u>を、併せて中学校長に簡易書留郵便等にて親展扱いで送付する。</p> <p>(エ) <u>審査の結果及び「都立高等学校入学者選抜における ESAT-J の結果活用に関する措置申請承認書」</u>を受領した中学校長は、当該の生徒・保護者に対して<u>審査の結果の原本及び「都立高等学校入学者選抜における ESAT-J の結果活用に関する措置申請承認書」</u>の写しを交付する。</p>	<p>(2) イ 申請手続き 次の(ア)から(エ)の順に行う。</p> <p>(ア) 生徒の在籍する中学校長は、「都立高等学校入学者選抜における ESAT-J の結果活用に関する措置申請書」(様式7)を、東京都教育委員会へ簡易書留郵便等により提出する。</p> <p>(イ) 東京都教育委員会は、申請書の内容を審査の上、承認又は不承認を決定する。</p> <p>(ウ) 東京都教育委員会は、<u>「都立高等学校入学者選抜における ESAT-J の結果活用に関する措置申請結果通知書」</u>を、中学校長に簡易書留郵便等にて親展扱いで送付する。</p> <p>(エ) <u>「都立高等学校入学者選抜における ESAT-J の結果活用に関する措置申請結果通知書」</u>を受領した中学校長は、当該の生徒・保護者に写しを交付する。</p>